

23八教学総発第240号  
平成23年10月25日

八王子市監査委員	村	山	博	夫	殿
同	矢	野	和	利	殿
同	森		英	治	殿
同	山	越	拓	児	殿

八王子市教育委員会

委員長 小田原 榮

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	利用申込(富士森公園野球場)
指摘項目	利用申込
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	全体的に、利用率を上げ採算性を向上させるためには、市外の希望者にも広く利用できるような利用者に幅をもたせるべきである。
措置内容	「八王子市屋外運動施設運営要綱」を改正(平成22年2月1日)し、平成22年4月1日からは、市外利用者(市内在住・在勤・在学者以外の16歳以上の個人)についても、要綱に従って施設の利用申込みが行えるよう改善を行った。
措置時期	平成22年4月1日
所管部課	生涯学習スポーツ部スポーツ振興課

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	教育のサービス・メニューと学校教育の事業プロセスの改善の視点との関連事業
指摘項目	保護者負担金の管理状況について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	②教育委員会は当該調査事務の実施の意味を再度考察し、その趣旨や内容の実態把握、合理性の検証等を早急に行うよう要望する。
措置内容	<p>当該調査事務の目的は、公立学校において保護者が負担する学校に関する各項目の支出額を把握し、教育行政の基礎資料とすることである。また教育委員会において、調査に係わる資料の点検を実施し、各学校の支出額についての把握と分析を行った。(21年度は22年2月に22年度は22年8月から23年2月にかけて実施)</p> <p>また、保護者負担金には、児童・生徒に還元される「学校徴収金」の他に、PTA活動を行う団体の会計である「PTA会費」などがある。学校と保護者間で一定の規約を定めて運用されるPTA会費に対しては、規約内容そのものを直接指導することは出来ないと考えているが、その支出の適正化を図るために、教育委員会として22年3月に学校事務の管理責任者である学校長に対し「私費会計事務事故防止研修」を実施した。</p> <p>23年度以降も、表簿点検および研修を継続的に実施し、保護者負担金に関する会計処理の適正な運用を実施していく。</p>
措置時期	平成23年2月23日
所管部課	学校教育部教育総務課